

吸収分割に係る事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める書面)

2022 年 1 月 31 日

株式会社アカツキ

2022年1月31日

吸収分割に係る事前開示書面

東京都品川区上大崎二丁目13番30号
oak meguro 8階
株式会社アカツキ
代表取締役社長 香田 哲朗

当社は、株式会社アカツキゲームス（本店所在地：東京都品川区上大崎二丁目13番30号 oak meguro 8階。以下「承継会社」といいます。）との間で2022年1月31日付にて締結した吸収分割契約書（その後の変更を含みます。）に基づき、2022年4月1日を効力発生日として、当社が営むゲーム事業に関する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことにしました。

本吸収分割に関する会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に基づく事前開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収分割契約の内容（会社法第782条第1項）

2022年1月31日付吸収分割契約書の内容は、別紙1のとおりです。

2. 吸収分割の対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第1号）

本吸収分割に際し、承継会社は当社に対して、承継会社の普通株式40,000株を交付し、承継会社の資本金及び準備金の額は、増加しないこととします。

承継会社が本吸収分割に際して交付する株式の数については、当社が承継会社の発行済株式の全てを保有しており、かつ、本吸収分割に際して交付する株式の全てが当社に割り当てられることから、承継会社及び当社の協議により決定したものであり、相当であると判断しております。

また、承継会社の資本金及び準備金の額については、本吸収分割後の承継会社の資本政策等を考慮し、会社計算規則に基づき決定したものであり、相当であると判断しております。

3. 吸収分割承継会社に関する事項（会社法施行規則第183条第4号）

- (1) 最終事業年度に係る計算書類等（最終事業年度がない場合にあつては、吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表）の内容

承継会社の成立の日（2021年12月16日）における貸借対照表の内容は、別紙2のとおりです。

- (2) 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、吸収分割承継会社の成立の日）後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

[該当事項はありません。]

4. 吸収分割会社に関する事項（会社法施行規則第183条第5号）

- (1) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

[該当事項はありません。]

5. 吸収分割の効力発生日以後における吸収分割会社の債務及び吸収分割承継会社の債務（吸収分割により承継させるものに限る。）の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第183条第6号）

- (1) 吸収分割会社の債務の履行の見込みについて

当社の資産及び負債の状況に鑑みて、本吸収分割後の当社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

また、本吸収分割後の当社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、当社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されていません。

よって、本吸収分割後における当社の債務について、履行の見込みがあると判断しております。

- (2) 吸収分割承継会社の債務（吸収分割により承継させるものに限る。）の履行の見込みについて

承継会社の資産及び負債の状況に鑑みて、本吸収分割後の承継会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

また、本吸収分割後の承継会社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、承継会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。

よって、本吸収分割後における承継会社の債務（本吸収分割により承継させるものに限る。）について、履行の見込みがあると判断しております。

以上

吸収分割契約書

株式会社アカツキ（以下「甲」という。）及び株式会社アカツキゲームス（以下「乙」という。）は、甲が、その事業に関して有する権利義務の一部を乙に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という。）に関し、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（当事者の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、次に掲げるとおりである。

甲（吸収分割会社）：

（商号） 株式会社アカツキ

（住所） 東京都品川区上大崎二丁目13番30号 oak meguro 8階

乙（吸収分割承継会社）：

（商号） 株式会社アカツキゲームス

（住所） 東京都品川区上大崎二丁目13番30号 oak meguro 8階

第2条（本吸収分割）

1. 本契約に定めるところに従い、甲は、吸収分割の方法により、甲が次項に定める事業（以下「本事業」という。）に関して有する第3条第1項に定める権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。
2. 本事業は、甲のゲーム事業とする。

第3条（承継する権利義務）

1. 乙は、本吸収分割により、甲から別紙記載の資産、債務、契約上の地位その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）を承継する。
2. 乙が本吸収分割により甲から承継する債務の承継については、全て併存的債務引受の方法によるものとする。但し、当該承継する債務について、甲が弁済その他の負担をしたときは、甲は乙に対して、その負担額全額を求償することができる。

第4条（分割対価）

乙は、本吸収分割に際し、承継対象権利義務の対価として、乙の普通株式40,000株を甲に対して交付する。

第5条（乙の資本金及び準備金）

本吸収分割により増加する乙の資本金及び準備金等の額は次のとおりとする。

- | | |
|------------------|---|
| (1) 資本金の増加額 | 0円 |
| (2) 資本準備金の増加額 | 0円 |
| (3) その他資本剰余金の増加額 | 会社計算規則第37条第1項に規定する株主資本等変動額から前各号に定める増加する資本金の額及び資本準備金の額を控除した額 |
| (4) 利益準備金の増加額 | 0円 |

第6条（効力発生日）

本吸収分割の効力発生日（以下「本効力発生日」という。）は、2022年4月1日とする。但し、本吸収分割の手続の進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、甲及び乙は、合意の上、これを変更することができる。

第7条（競業禁止義務）

甲は、本効力発生日以降においても、本事業に関し、会社法第21条に基づく競業禁止義務を負わない。

第8条（吸収分割契約の承認）

乙は、本効力発生日の前日までに本契約につき株主総会の承認を得るものとし、甲は、会社法第784条第2項の規定により、株主総会の承認を得ずに本吸収分割を行うものとする。

第9条（本吸収分割の条件の変更及び本契約の解除）

本契約の締結日から本効力発生日に至るまでの間において、甲若しくは乙の資産・経営状態に重大な変更が生じたとき又は本吸収分割の手続を阻害する重大な事態が生じたときは、甲及び乙は、合意の上、本吸収分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（本契約の効力）

本契約は、本吸収分割の実行に必要な日本国の法令に基づく関係官庁等の承認又は許認可等（もしあれば）が本効力発生日の前日までに得られない場合、その効力を失うものとする。

第11条（準拠法及び管轄裁判所）

本契約は、日本法を準拠法とし、本契約に関連する当事者間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第12条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本吸収分割に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上これを定める。

（以下余白）

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、各当事者がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

2022年1月31日

甲： 東京都品川区上大崎二丁目13番30号 oak meguro 8階
株式会社アカツキ
代表取締役社長 香田 哲朗



乙： 東京都品川区上大崎二丁目13番30号 oak meguro 8階
株式会社アカツキゲームス
代表取締役 戸塚 佑貴



承継対象権利義務

本吸収分割により、甲が乙に承継する資産、債務、契約上の地位その他の権利義務は、本効力発生日時点で甲が保有する本事業に関する以下の権利義務とする。但し、甲乙協議の上、合意したものはこの限りでない。

1. 資産
 - (1) 流動資産
本事業に係る現金及び預金、棚卸資産及びその他の流動資産。
 - (2) 固定資産
本事業に係る有形固定資産、無形固定資産及びその他の固定資産。
2. 債務
 - (1) 流動負債
本事業に係る買掛金、未払い金及びその他の流動負債。
 - (2) 固定負債
本事業に係る借入金及びその他の固定負債。
3. 労働契約
本事業に主として従事する従業員との間の労働契約に関する契約上の地位及びこれらに基づき発生した一切の権利義務とする。
4. 契約（労働契約を除く。）上の地位その他の権利義務
本事業に関して甲が締結している契約（なお、本事業以外の甲の事業にも関連して締結されている契約、本吸収分割に際して契約相手方の同意が必要である契約であって当該契約相手方の同意が取得できなかった契約、その他甲及び乙が別途合意したものを除く。）並びにそれらの契約上の地位及びこれらの契約に基づいて発生した一切の権利義務。
5. 許認可等
本事業に属する免許、許可、認可、承認、登録、届出、補助金等のうち、法令上承継することが可能なもの。

以上

別紙2 承継会社の成立の日における貸借対照表

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	200	流動負債	—
現金及び預金	200	固定負債	—
固定資産	—	負債合計	—
		(純資産の部)	
		資本金	100
		資本準備金	100
		純資産合計	200
資産合計	200	負債純資産合計	200